

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則……（生物多様性保全課）	69
○北海道定置漁業経営状況報告規則の一部を改正する規則……………（漁業管理課）	69
○物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 ……………（財務指導課）	72

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	72
--------------------------------	----

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	73
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	73
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	73
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	73
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（維持管理防災課）	74
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課）	74

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	75
--------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	78
○特定調達契約に係る入札の公告……………	78

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	80
------------------------	----

規 則

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第70号

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第21条中「の各号」を削り、同条第2号中「オ」を「カ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道定置漁業経営状況報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第71号

北海道定置漁業経営状況報告規則の一部を改正する規則

北海道定置漁業経営状況報告規則（昭和28年北海道規則第224号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に必要事項を記入し、3部」を削る。

第4条中「前2条」を「第2条」に、「すべて当該海区漁業調整委員会及び」を「当該漁場に係る漁業の調整に関する事務を所掌する」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

定置漁業経営状況報告書

年 月 日

北海道知事 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

印

漁業法第134条の規定及び北海道定置漁業経営状況報告規則に基づき、 年の

定第 号に係る定置漁業の経営状況に関し、次のとおり報告します。

1 漁場の位置等

漁場の位置	市 郡	町 村	地 先
当該漁場に係る漁業の調整に関する事務を所掌する総合振興局又は振興局			総合振興局 振興局
当該漁場の存する海区			海区

2 定置漁業の規模

沖出の距離	身網の規模 (長さ×幅×高さ)	垣網の長さ	水深	備考
m	m	m	m	
m	m	m	m	
m	m	m	m	

- 注1 2個以上の身網を接続して建込みをした場合は、身網別に記載し、備考欄に沖網、中網、岡網の別を記載すること。
- 2 漁期を分けて身網の建込みをした場合は、備考欄にその時期を記載すること。
- 3 「身網の規模」欄の「長さ」は身網部の長さを、「幅」は胴幅を、「高さ」は網立ちを、それぞれ記載すること。なお、「長さ」は側網の長さではないので、留意すること。

3 着業の期間

従事者 到着日	型入 開始日	投網 開始日	操業 終了日	型撤去 終了日	従事者 切揚日	備考
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	

注 2個以上の身網を接続して建込みをした場合は、身網別に記載し、備考欄に沖網、中網、岡網の別を記載すること。

4 漁獲高及び処理内訳

漁獲物の種類	数量	処理内訳			主な販売 (出荷) 先
		生鮮販売	自家加工	その他	
	kg	kg	kg	kg	
	kg	kg	kg	kg	
	kg	kg	kg	kg	
計	kg	kg	kg	kg	

- 注1 「漁獲物の種類」欄には、主な漁獲物を記載すること。なお、定置漁業の免許状の「漁業の名称」欄に記載された漁獲物の種類については、必ず記載すること。
- 2 「数量」欄及び「処理内訳」欄には生鮮の重量を記載すること。

5 従事者等

- (1) 漁業協同組合が経営する場合

ア 定置漁業の従事者の人数

漁業協同組合 の組合員 である 従事者	漁業協同組合の組合員 と世帯を同じくする 従事者	その他の従事者		従事者の計	
		道内に住所を有する者		その他	うち労災 保険の 加入者
		地元地区内	地元地区外		
人	人	人	人	人	人

イ 定置漁業の従事者の名簿

操業上の役名	従事者の氏名	漁協の 組合員	組合員と 同一世帯	組合員との 続柄

- 注1 「操業上の役名」欄には、船頭、甲板員などの操業上の役名を記載すること。
- 2 従事者が漁業協同組合の組合員である場合は、「漁協の組合員」欄に○を付すこと。
- 3 漁業協同組合の組合員に世帯を同じくする従事者がある場合は、その世帯別に従事者を続けて記載すること。また、当該従事者の「組合員と同一世帯」欄に○を付し、「組合員との続柄」欄に漁業協同組合の組合員との続柄を記載すること。

(2) 漁業生産組合又は法人以外の社団が経営する場合

ア 漁業生産組合又は法人以外の社団の構成員及び定置漁業の従事者の人数

構成員	うち定置漁業に 従事した者	その他の従事者		従事者の計	
		道内に住所を有する者		その他	うち労災 保険の 加入者
		地元地区内	地元地区外		
人	人	人	人	人	人

注 「従事者の計」欄には、「うち定置漁業に従事した者」欄及び「その他の従事者」欄に記載された人数の合計を記載すること。

イ 漁業生産組合又は法人以外の社団の構成員の名簿

役職名	構成員の氏名又は名称	従事者の氏名

注1 「役職名」欄には、漁業生産組合又は法人以外の社団における役職名を記載すること。

2 「構成員の氏名又は名称」欄には、漁業生産組合又は法人以外の団体の全ての構成員を記載すること。

3 「従事者の氏名」欄には、定置漁業に従事した構成員又は構成員に所属する者の氏名を記載すること。

(3) (1)及び(2)以外の者が経営する場合

自家従事者	その他の従事者		従事者の計	
	道内に住所を有する者		その他	うち労災保険の加入者
	地元地区内	地元地区外		
人	人	人	人	人

注 「自家従事者」欄には、権利者又は権利者の家族（権利者が法人の場合にあっては、役員）であって、定置漁業に従事したものの人数を記載すること。

6 給与形態等

(1) 給与形態

給料制	歩合制	半給半歩合制
-----	-----	--------

注 いずれかを○で囲むこと。

(2) 給与の内容

操業上の役名	給料	歩合金及び賞与の計算方法	歩合金	賞与	その他
	円		円	円	
	円		円	円	
	円		円	円	

注1 操業上の役名別に1人当たりの金額を記載すること。

2 「給料」欄には、月給に換算した給料額を記載すること。

3 「その他」欄には、土産魚等の支給がある場合に、その内容を記載すること。

(3) 旅費及び食費に係る経営者負担

操業上の役名	旅費	食費
	片道分・往復分	経営者負担・従事者負担
	片道分・往復分	経営者負担・従事者負担
	片道分・往復分	経営者負担・従事者負担

注1 操業上の役名別に記載すること。

2 「旅費」欄及び「食費」欄は、いずれかを○で囲むこと。

7 共同経営の内容

氏名又は名称	現金出資	現物出資	出資合計	出資割合	議決権	損益帰属割合		本年度の損益	
						利益	欠損	利益	欠損
	千円		千円	%	%	%	%	千円	千円
	千円		千円	%	%	%	%	千円	千円
	千円		千円	%	%	%	%	千円	千円

注1 共同経営契約書の写しを添付すること。

2 「現物出資」欄には、出資した内容を記載すること。

8 収入

科目	金額	摘要
生鮮販売	円	その他 円
製品販売	円	その他 円
保険金	円	漁船保険 円 漁業共済 円 その他の保険 円
	円	
その他	円	
計	円	

注1 「生鮮販売」及び「製品販売」の「摘要」欄には、定置漁業の免許状の「漁業の名称」欄に記載された漁獲物の種類及びその種類別の販売額を記載すること。

また、その他の漁獲物に係る販売額を「その他」にまとめて記載すること。

2 「保険金」の「摘要」欄には、金額の内訳を漁船保険、漁業共済及びその他の保険の別に記載すること。

9 支出

科目	金額	摘要
給料	円	
歩合金及び賞与	円	
報酬（役員報酬）	円	
支度金	円	
旅費	円	
その他人件費	円	

燃料費（漁船用）	円	
燃料費（車両用）	円	
鮮度保持費	円	
魚箱費	円	
消耗品費	円	
その他原材料費	円	
運搬費	円	
修繕費	円	
保険料（漁船保険）	円	
保険料（漁業共済）	円	
保険料（その他の保険）	円	
負担金（さけます増協）	円	
負担金（その他）	円	
水道光熱費	円	
販売手数料	円	
減価償却費	円	
用船費	円	
その他経費	円	
計	円	

- 注1 「給料」及び「歩合金及び賞与」の「金額」欄には、年間支給額を記載すること。
- 2 「その他人件費」の「金額」欄には、経営者負担の食費、福利厚生費等の給料、歩合金、賞与及び報酬以外の人件費を記載し、「摘要」欄にその内訳を記載すること。
- 3 「摘要」欄には、主な支出の内容を記載すること。

10 収支

収支	円
----	---

11 休業した場合は、その理由

12 定置漁業経営に関する希望又は意見

（記載上の注意）

- 1 「住所」欄及び「氏名」欄には、定置漁業権を共有する場合に、全共有者について記載すること。なお、余白のない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 2 2以上の定置漁業を引き続き又は同時に経営する場合において、各定置漁業の経営状況報告書に分けて記載することが困難な欄については、いずれかの経営状況報告書にまとめて記載し、それ以外の経営状況報告書の当該欄には「 定第 号に記載」と記載すること。

附 則

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第72号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第15項第9号中「から」を「にに対し、」に、「又は会計」を「若しくは財産」に、「報告を徴し」を「報告をさせ」に、「当該業務及び財産の状況」を「社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件」に改め、同項中第32号を第36号とし、第14号から第31号までを4号ずつ繰り下げ、第13号を第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 第57条の2第1項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。

(17) 第57条の2第2項の規定に基づき、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第15項第12号中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号中「第56条第3項」を「第56条第7項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「第56条第2項」を「第56条第6項」に、「必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号の次に次の2号を加える。

(10) 第56条第4項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。

(11) 第56条第5項の規定に基づき、社会福祉法人が勧告に従わなかった旨を公表すること。

附 則

この訓令は、平成28年4月26日から施行する。

北海道告示第325号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成28年4月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指 定 番 号

第346号

2 指 定 の 区 域

稚内市大字声間村字下声間1463番5（次の図に示す部分に限る。）

3 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び宗谷総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成28年4月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

中新土地改良区

就退任の別

就退任年月日

理事・監事の別

氏 名

住 所

就 任

平成28. 4. 1

監 事

堂 前 敏 文

樺戸郡月形町1番地の12

同

同

同

菅 原 正 行

石狩郡当別町字中小屋2851番地15

退 任

同 28. 3. 31

同

堂 前 敏 文

樺戸郡月形町1番地の12

同

同

同

菅 原 正 行

石狩郡当別町字中小屋2851番地15

留辺蘂土地改良区

就退任の別

就退任年月日

理事・監事の別

氏 名

住 所

就 任

平成28. 4. 1

理 事

茂 住 修 二

北見市留辺蘂町大富287番地7

退 任

同 28. 3. 31

同

澤 山 一 之 同

留辺蘂町大富280番地

北海道告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年4月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日

土地改良区名

平成28. 4. 12

網走川土地改良区

同 28. 4. 15

新篠津土地改良区

同

沙流土地改良区

同 28. 4. 18

篠津中央土地改良区

同

石狩花畔土地改良区

北海道告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成28年4月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年4月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名

事業の種類

縦覧場所

京極南 農業用排水施設、区画整理 北海道空知総合振興局
元神部 区画整理 北海道日高振興局

北海道告示第329号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年4月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 河川の名 称 | 一級河川石狩川水系篠津川 |
| 2 | 廃川敷地等が生じた年月日 | 平成28年4月26日 |
| 3 | 廃川敷地等の位置 | （右岸）石狩郡当別町字金沢13番4地先から同830番3地先まで及び石狩郡新篠津村7883番地先から同831番13地先まで |
| 4 | 廃川敷地等の種類及び数量 | 土地 23,615.79㎡ |

北海道告示第330号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年4月26日

北海道知事 高橋 はるみ

3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(1)松前海岸の松前町の項海岸保全区域の欄中7の事項を次のように改める。

7 茂草地区海岸の次の基点①から基点③⑩までの各点を順次に結ぶ線、基点①と補点①とを結ぶ線、補点①から補点⑤までの各点を順次に結ぶ線及び基点③⑩と補点⑤とを結ぶ線によって囲まれた区域

基点① 3級基準点H27-5-3-2（座標値X=-278399.564、Y=-19533.026）から方向角12度48分52秒の方向215.660メートルの地点

基点② 基点①から方向角5度31分01秒の方向11.483メートルの地点

基点③ 基点②から方向角345度24分30秒の方向3.727メートルの地点

基点④ 基点③から方向角5度16分07秒の方向12.796メートルの地点

基点⑤ 基点④から方向角13度31分59秒の方向11.320メートルの地点

基点⑥ 基点⑤から方向角4度30分16秒の方向9.601メートルの地点

基点⑦ 基点⑥から方向角350度54分59秒の方向2.065メートルの地点

基点⑧ 基点⑦から方向角3度08分35秒の方向11.126メートルの地点

基点⑨ 基点⑧から方向角4度34分27秒の方向21.079メートルの地点

基点⑩ 基点⑨から方向角9度16分49秒の方向18.113メートルの地点

基点⑪ 基点⑩から方向角19度41分15秒の方向18.113メートルの地点

基点⑫ 基点⑪から方向角24度29分15秒の方向105.463メートルの地点

基点⑬ 基点⑫から方向角20度26分49秒の方向13.268メートルの地点

基点⑭ 基点⑬から方向角34度14分39秒の方向6.453メートルの地点

基点⑮ 基点⑭から方向角10度24分12秒の方向22.384メートルの地点

基点⑯ 基点⑮から方向角8度39分48秒の方向59.544メートルの地点

基点⑰ 基点⑯から方向角7度58分04秒の方向24.846メートルの地点

基点⑱ 基点⑰から方向角6度45分50秒の方向15.113メートルの地点

基点⑲ 基点⑱から方向角345度34分27秒の方向7.029メートルの地点

基点⑳ 基点⑲から方向角7度16分28秒の方向14.555メートルの地点

基点㉑ 基点㉑から方向角4度19分24秒の方向9.498メートルの地点

基点㉒ 基点㉒から方向角0度03分52秒の方向15.103メートルの地点

基点㉓ 基点㉓から方向角356度55分24秒の方向15.353メートルの地点

基点㉔ 基点㉔から方向角355度41分39秒の方向21.897メートルの地点

基点㉕ 基点㉕から方向角351度19分11秒の方向21.985メートルの地点

基点㉖ 基点㉖から方向角262度13分06秒の方向2.046メートルの地点

基点㉗ 基点㉗から方向角349度38分29秒の方向78.644メートルの地点

基点㉘ 基点㉘から方向角356度28分41秒の方向11.248メートルの地点

基点㉙ 基点㉙から方向角10度41分41秒の方向0.749メートルの地点

基点③⑩ 基点㉙から方向角309度13分38秒の方向50.807メートルの地点

補点① 基点①から方向角269度00分00秒の方向192.842メートルの地点

補点② 基点①から方向角277度41分30秒の方向227.611メートルの地点

補点③ 基点①から方向角299度48分22秒の方向168.324メートルの地点

補点④ 基点㉖から方向角278度41分30秒の方向107.837メートルの地点

補点⑤ 基点③⑩から方向角236度18分28秒の方向132.373メートルの地点

7 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(1)松前海岸の松前町の項海岸保全区域の欄中10の事項を11の事項とし、8の事項及び9の事項を1項ずつ繰り下げ、7の事項の次に次の1事項を加える。

8 次の基点③⑩から基点④⑤までの各点を順次に結ぶ線、基点③⑩と補点⑥とを結ぶ線、補点⑥から補点⑩までの各点を順次に結ぶ線及び基点④⑤と補点⑩とを結ぶ線によって囲まれた区域

基点③⑩ 3級基準点H27-5-3-3（座標値X=-277626.822、Y=-19448.332）から

方向角293度55分35秒の方向299.563メートルの地点 基点㉓ 基点㉑から方向角299度55分50秒の方向21.818メートルの地点 基点㉔ 基点㉓から方向角343度42分46秒の方向32.875メートルの地点 基点㉕ 基点㉔から方向角30度46分12秒の方向53.245メートルの地点 基点㉖ 基点㉕から方向角354度40分12秒の方向91.137メートルの地点 基点㉗ 基点㉖から方向角348度12分56秒の方向115.433メートルの地点 基点㉘ 基点㉗から方向角325度59分33秒の方向57.261メートルの地点 基点㉙ 基点㉘から方向角349度07分38秒の方向27.376メートルの地点 基点㉚ 基点㉙から方向角30度41分03秒の方向26.100メートルの地点 基点㉛ 基点㉚から方向角14度33分58秒の方向77.333メートルの地点 基点㉜ 基点㉛から方向角349度04分19秒の方向110.310メートルの地点 基点㉝ 基点㉜から方向角351度27分29秒の方向42.610メートルの地点 基点㉞ 基点㉝から方向角 3 度23分28秒の方向46.170メートルの地点 基点㉟ 基点㉞から方向角 6 度53分34秒の方向107.474メートルの地点 基点㊱ 基点㉟から方向角341度39分19秒の方向44.990メートルの地点 補点㉒ 基点㉑から方向角252度17分27秒の方向89.344メートルの地点 補点㉓ 基点㉓から方向角272度48分45秒の方向84.599メートルの地点 補点㉔ 基点㉖から方向角261度02分21秒の方向71.149メートルの地点 補点㉕ 基点㉘から方向角274度38分15秒の方向81.312メートルの地点 補点㉖ 基点㉙から方向角243度00分00秒の方向79.411メートルの地点	(イ) 1 台及び 1 月当たりカラー2,000枚、白黒10枚（函館建設管理部奥尻出張所） （ア）及び（イ）については、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成28年 7 月 1 日から平成33年 6 月30日まで。 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達する物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成28年 4 月26日（火）から同年 5 月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで。 イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道渡島総合振興局告示第57号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年 4 月26日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）及び数量 ア 名 称 デジタルカラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 一式 イ 調達台数及び調達予定数量 (ア) 1 台及び 1 月当たりカラー3,000枚、白黒1,000枚（函館建設管理部江差出張所）	

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入 札 日 時 平成28年6月10日（金）午後2時（送付による場合は、同月9日（木）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名 称 及 び 数 量 複写機の賃貸借契約 2台
イ 予 定 時 期 平成28年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2)ア 名 称 及 び 数 量 複写機の賃貸借契約 11台
イ 予 定 時 期 平成29年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単

価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9608

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
a Lease of copying mashine (color copier) No.1 1 set
b Lease of copying mashine (color copier) No.2 1 set
- B Bit tendering date and time : 2:00 P.M., June 10, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than June 9, 2016)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9608

北海道上川総合振興局告示第80号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年4月26日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり 8,800枚

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成28年7月1日から平成33年6月30日まで。
 なお、この契約は地方自治法（平成22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成28年4月26日から同年5月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道上川総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6

- 条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）
- (2) 入札日時 平成28年6月6日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月3日（金）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1)ア 複写機等の賃貸借 9台
 イ 予定時期 平成28年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2)ア 複写機等の賃貸借その1 1台、複写機等の賃貸借その2 7台、複写機等の賃貸借その3 1台
 イ 予定時期 平成29年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (3)ア 複写機等の賃貸借 1台
 イ 予定時期 平成29年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の可否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 (3) 電 話 番 号 0166-46-5907 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of copying machine 1 set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 6, 2016 (If mailed bids must arrive no later than June 3, 2016) C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan Phone : 0166-46-5907	(1) 1の(1) ア 氏 名 株式会社日本防災技術センター イ 住 所 札幌市北区北10条西4丁目1番地 (2) 1の(2) ア 氏 名 株式会社東伸ビル管理 イ 住 所 札幌市北区北20条西4丁目2番2号 (3) 1の(3)及び(6) ア 氏 名 北陽ビルサービス株式会社 イ 住 所 札幌市豊平区平岸3条7丁目1番27号 (4) 1の(4) ア 氏 名 株式会社清風堂 イ 住 所 札幌市東区北16条東1丁目2番15号 (5) 1の(5)及び(7) ア 氏 名 極東警備保障株式会社 イ 住 所 旭川市永山北1条10丁目11番19号 4 落札金額 (1) 3,608,280円 (2) 2,646,000円 (3) 3,116,880円 (4) 2,019,600円 (5) 1,719,165円 (6) 2,570,400円 (7) 1,953,072円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年2月19日付け北海道教育庁石狩教育局告示第34号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第81号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年4月26日 北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 特別支援学校校舎等清掃業務（A地区） 一式 (2) 特別支援学校校舎等清掃業務（B地区） 一式 (3) 特別支援学校校舎等清掃業務（C地区） 一式 (4) 特別支援学校校舎等清掃業務（D地区） 一式 (5) 特別支援学校校舎等清掃業務（E地区） 一式 (6) 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区） 一式 (7) 特別支援学校校舎等清掃業務（G地区） 一式 2 落札を決定した日 平成28年4月6日 3 落札者の氏名及び住所	北海道教育庁渡島教育局告示第43号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年4月26日 北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ア 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式 イ 実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 ア 平成28年6月9日から同年8月10日まで (入渠期間 平成28年7月12日から同年8月10日まで) イ 平成28年6月9日から同年8月26日まで (入渠期間 平成28年7月28日から同年8月26日まで) (4) 履 行 場 所 造船所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 総トン数700トン型船舶（鋼船）の修理能力を持っていること。 (5) 造船所内に乾ドックを有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成28年4月26日から同年5月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所	北海道教育庁渡島教育局実習船管理室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室内研修室兼船員室（送付による場合は、郵便番号 041－8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室） (2) 入 札 日 時 ア 平成28年6月8日 午前10時（送付による場合は、必着） イ 平成28年6月8日 午前10時30分（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：jisshusen.12@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の可否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室 (2) 所 在 地 郵便番号 041－8557 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138－47－9592
--	--

11Summary

A

Nature and quantity of the services to be procured :

a

Training ship WAKATAKE-MARU Repair Service 1 set

b

Training ship HOKUHO-MARU Repair Service 1 set

B

Bid tendering Date and time :

a

10 : 00 A.M., June 8, 2016

b

10 : 30 A.M., June 8, 2016

C

Contact point for notice : Management Division, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan

Phone : 0138-47-9592

道警察方面本部告示

北海道警察北見方面本部告示第40号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年4月26日

北海道警察北見方面本部長 小 南 一 盛

1

随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1)

自動車用ガソリン J I S 2号

208,800リットル

(2)

軽油 J I S 1号、2号及び3号

8,100リットル

2

随意契約の相手方を決定した日

平成28年3月17日

3

随意契約の相手方の氏名及び住所

(1)

氏 名

株式会社東部第一

(2)

住 所

北見市北2条東2丁目4番地

4

随意契約に係る契約金額

(1)

109円

(2)

100円

5

契約の相手方を決定した手続

随意契約

6

随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)

名 称

北海道警察北見方面本部会計課

(2)所在地

北見市青葉町6番1号

正誤

○平成28年3月25日（本号第2771号）

北海道人事委員会告示第6号中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ

欄

行

118

左

6

誤

檜山振興局保健環境部

正

渡島総合振興局保健環境部

118

右

20

誤

厚岸町愛冠

青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸

正

厚岸町愛冠
標茶町常盤8丁目

青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸
釧路総合振興局保健環境部標茶地域保健支所